

三重スポ協少第90号  
令和3年 8月18日

各市町スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人三重県スポーツ協会  
三重県スポーツ少年団  
本部長 宮 崎 誠

「三重県まん延防止等重点措置」を踏まえた三重県スポーツ少年団の対応について(通知)

平素は、本県スポーツ少年団諸事業にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、8月6日に「三重県緊急警戒宣言」発出に伴った新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組について通知をいたしました。この度、三重県において8月20日から「三重県まん延防止等重点措置」が実施されることとなり、三重県スポーツ少年団においては、以下のとおり対応することといたします。

皆様の命と健康を守るため、各単位団ならびに母集団の皆様に周知いただき、ご指導をお願いいたします。

(前回との変更点は、**太字**で示しました)

### 1 感染症対策と健康管理の徹底

- 団員・指導者・役員・スタッフは、活動の前に体温測定と健康チェックを必ず行い、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底すること。また、同居家族に発熱等の症状がある場合は、活動への参加を控えること。
- 密を避けた活動(2m以上のソーシャルディスタンス)を行い、換気やアルコール消毒、運動時以外のマスク着用を徹底すること。
- 身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについて、感染対策を特に徹底すること。
- 活動への移動や着替え、食事など場面の切り替わりにおいて、密になる行動や会話など感染リスクが高くなる行為を避けるよう指導すること。

### 2 スポーツ少年団活動について

- 活動は、**単位団内の活動を原則とし**、可能な限り昼食を伴わない午前または午後のみの活動とし、短時間で行うように配慮する。**ただし、各市町で学校の休校や施設開放中止等の措置がとられる場合は、各市町スポーツ少年団の指示のもと活動休止などの措置を講じること。**
- 大会や研修会等に参加する場合は、主催者が行う感染症対策や競技団体等で作成した感染予防のガイドラインを遵守するとともに、**大会等参加のために必要な練習試合等**に参加する場合も含め、各単位団で感染予防のための取組を徹底すること。

### 3 県外及びまん延防止等重点措置区域間の移動自粛について

- 「**三重県まん延防止等重点措置**」中は、**県外及び県内まん延防止等重点措置区域へ(から)の移動は、単位団活動に限らず、生活の維持に必要な場合を除き自粛すること。**

※ 今後、状況が変わる際は追って通知させていただきます。

※添付資料「三重県まん延防止等重点措置」

- ～県民の皆様への命と健康を守るために～
- 【別冊】～三重県が実施する対策～
- 三重県指針 ver.12【別冊】イベントの開催基準等

お問 合せ 先  
三重県スポーツ少年団担当：寺井・中村  
TEL：059-372-3880/FAX372-3881  
E-mail：mieken@japan-sports.or.jp